

ビジネスコミュファサービス契約約款

2024年4月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 ビジネスコムファサービスの種類等

- 第4条 ビジネスコムファサービスの品目等

第3章 ビジネスコムファサービスの提供区域

- 第5条 ビジネスコムファサービスの提供区域

第4章 契約

- 第1節 第Ⅰ種ビジネスコムファサービスに係る契約
 - 第6条 契約の単位
 - 第7条 共同契約
 - 第8条 契約者回線の終端
 - 第9条 ビジネスコムファサービス区域
 - 第10条 第Ⅰ種ビジネスコムファ契約申込の方法
 - 第11条 第Ⅰ種ビジネスコムファ契約申込の承諾
 - 第12条 最低利用期間
 - 第13条 品目等の変更
 - 第14条 契約者回線の移転
 - 第15条 契約者回線の異経路
 - 第16条 その他の契約内容の変更
 - 第17条 利用の一時中断
 - 第18条 利用権の譲渡の禁止
 - 第19条 第Ⅰ種契約者が行う第Ⅰ種ビジネスコムファ契約の解除
 - 第20条 当社が行う第Ⅰ種ビジネスコムファ契約の解除
 - 第21条 契約者回線の提供ができなくなった場合の措置
 - 第22条 その他の提供条件
- 第2節 第Ⅱ種ビジネスコムファサービスに係る契約
 - 第23条 契約者回線の終端
 - 第24条 第Ⅱ種ビジネスコムファ契約申込の方法
 - 第25条 第Ⅱ種ビジネスコムファ契約申込の承諾
 - 第26条 最低利用期間
 - 第27条 品目等の変更
 - 第28条 契約者回線の移転
 - 第29条 契約者回線の異経路
 - 第30条 その他の契約内容の変更
 - 第31条 第Ⅱ種契約者が行う第Ⅱ種ビジネスコムファ契約の解除
 - 第32条 当社が行う第Ⅱ種ビジネスコムファ契約の解除
 - 第33条 その他の提供条件

第5章 付加機能

- 第 34 条 付加機能の提供
- 第 35 条 付加機能の廃止

第6章 端末設備の提供等

- 第 36 条 端末設備の提供
- 第 37 条 端末設備の利用の一時中断

第7章 回線相互接続

- 第 38 条 当社又は他社の電気通信回線の接続
- 第 39 条 他社接続回線との相互接続
- 第 40 条 他社接続回線の接続変更
- 第 41 条 接続休止
- 第 42 条 相互接続点の所在場所の掲示等

第8章 利用中止等

- 第 43 条 利用中止
- 第 44 条 利用停止

第9章 通信等

- 第 45 条 通信利用の制限等

第10章 料金等

- 第 46 条 料金及び工事に関する費用
- 第 47 条 料金の支払義務
- 第 48 条 工事費の支払義務
- 第 49 条 線路設置費の支払義務
- 第 50 条 設備費の支払義務
- 第 51 条 債権の譲渡
- 第 52 条 料金の計算方法等
- 第 53 条 料金等の支払いの連帯責任
- 第 54 条 割増金
- 第 55 条 遅延損害金

第11章 保守

- 第 56 条 契約者の維持責任
- 第 57 条 契約者の切分責任
- 第 58 条 修理又は復旧の順位

第12章 損害賠償

- 第 59 条 責任の制限
- 第 60 条 免責

第13章 雜則

- 第 61 条 承諾の限界
- 第 62 条 利用に係る契約者の義務
- 第 63 条 契約者以外に使用させる場合の契約者の義務
- 第 64 条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等
- 第 65 条 技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第 66 条 法令に規定する事項
- 第 67 条 注意喚起
- 第 68 条 附帯サービス
- 第 69 条 閲覧

別記

- 1 ビジネスコムファーサービスの提供区域等
- 2 契約者の地位の承継
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等
- 5 自営端末設備の接続
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 7 自営電気通信設備の接続
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 9 当社の維持責任
- 10 新聞社等の基準
- 11 技術資料の項目
- 12 IPアドレス及びドメイン名に係る申請手続きの代行等
- 13 インターネット接続機能における禁止事項
- 14 管轄裁判所

料金表

- 通則
- 第1表 料金
- 第2表 工事に関する費用
 - 第1 工事費
 - 第2 線路設置費
 - 第3 設備費
- 第3表 附帯サービスに関する料金
 - 第1 ドメイン名取得申請手数料
 - 第2 ドメイン名維持料

別表

- 基本的な技術的事項

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社はこのビジネスコミュファサービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりビジネスコミュファサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 第Ⅰ種ビジネスコミュファ収容網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル、若しくはイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 第Ⅱ種ビジネスコミュファ収容網	別記1に定める提供区域内から、相互接続点までの間の伝送路において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル、若しくはイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
5 第Ⅰ種ビジネスコミュファサービス	第Ⅰ種ビジネスコミュファ収容網を使用して行う電気通信サービス
6 第Ⅱ種ビジネスコミュファサービス	第Ⅱ種ビジネスコミュファ収容網を使用して行う電気通信サービス
7 ビジネスコミュファサービス	第Ⅰ種ビジネスコミュファサービス、又は第Ⅱ種ビジネスコミュファサービス
8 ビジネスコミュファサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりビジネスコミュファサービスを提供する当社の事業所
9 ビジネスコミュファサービス取扱所	ビジネスコミュファサービスに関する業務を行う当社の事務所
10 取扱局交換設備	ビジネスコミュファサービス取扱局に設置される交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます)
11 第Ⅰ種ビジネスコミュファ契約	当社から第Ⅰ種ビジネスコミュファサービスの提供を受けるための契約
12 第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約	当社から第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスの提供を受けるための契約
13 ビジネスコミュファ契約	第Ⅰ種ビジネスコミュファ契約、又は第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約
14 第Ⅰ種契約者	当社と第Ⅰ種ビジネスコミュファ契約を締結している者

15 第Ⅱ種契約者	当社と第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を締結している者
16 契約者	第Ⅰ種契約者、又は第Ⅱ種契約者
17 契約者回線	ビジネスコミュファ契約に基づいてビジネスコミュファサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と契約者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
18 契約者回線等	(1)契約者回線 (2)契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
19 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
20 他社接続回線	相互接続点において当社の電気通信回線と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
21 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
22 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
23 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
24 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
25 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織等を示す名称
26 固定IPアドレスサービス	IPアドレスを固定して利用するサービス
27 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
28 ホームゲートウェイ	契約者回線の終端に接続され、当社がビジネスコミュファ光電話サービス契約約款に基づいて提供する光電話サービス(以下「光電話サービス」といいます。)の音声その他の音響の伝送を仲介するための機能及びブロードバンドルータ機能を提供する端末設備
29 複数セッション接続サービス	1回線で最大5セッションまで同時接続が可能となるサービス

第2章 ビジネスコムファーサービスの種類等

(ビジネスコムファーサービスの品目等)

第4条 当社が提供するビジネスコムファーサービスには、次の種類があります。

種類	内容
第Ⅰ種ビジネスコムファーサービス	第Ⅰ種ビジネスコムファーサービス収容網を使用して行う電気通信サービス
第Ⅱ種ビジネスコムファーサービス	第Ⅱ種ビジネスコムファーサービス収容網を使用して行う電気通信サービス

2 当社が提供するビジネスコムファーサービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び細目があります。

第3章 ビジネスコムファーサービスの提供区域

(ビジネスコムファーサービスの提供区域)

第5条 当社のビジネスコムファーサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

第1節 第Ⅰ種ビジネスコムファーサービスに係る契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第Ⅰ種ビジネスコムファーサービス契約を締結します。

(共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線について、契約者が2人以上となる第Ⅰ種ビジネスコムファーサービス契約(以下「共同契約」といいます。)を締結することができます。

2 前項の場合、第Ⅰ種契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、第Ⅰ種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第Ⅰ種契約者と協議します。

3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表に定めるところにより提供します。

(ビジネスコムファーサービス区域)

第9条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するビジネスコムファーサービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(第Ⅰ種ビジネスコムファーサービス契約申込の方法)

第 10 条 第 I 種ビジネスコムファ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をビジネスコムファサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第 I 種ビジネスコムファサービスの品目及び細目
- (2) 契約者回線の終端の設置場所
- (3) その他第 I 種ビジネスコムファサービスの内容を特定するため必要な事項

(第 I 種ビジネスコムファ契約申込の承諾)

第 11 条 当社は、第 I 種ビジネスコムファ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 I 種ビジネスコムファ契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 第 I 種ビジネスコムファサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (3) 第 I 種ビジネスコムファ契約の申込者がビジネスコムファサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) その他第 I 種ビジネスコムファサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(最低利用期間)

第 12 条 第 I 種ビジネスコムファサービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第 I 種ビジネスコムファサービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。

3 第 I 種契約者は、前項の最低利用期間内に第 I 種ビジネスコムファ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第 13 条 第 I 種契約者は、第 I 種ビジネスコムファサービスの品目及び細目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条(第 I 種ビジネスコムファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第 14 条 第 I 種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条(第 I 種ビジネスコムファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第 15 条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第 I 種契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(その他の契約内容の変更)

第 16 条 当社は、第 I 種契約者から請求があったときは、第 10 条(第 I 種ビジネスコムファ契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条(第 I 種ビジネスコムファ契約申込の承諾)の規定に準じて

取り扱います。

(利用の一時中断)

第 17 条 当社は、第 I 種契約者から請求があつたときは、第 I 種ビジネスコミュファサービスの利用の一時中断(そのビジネスコミュファサービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(利用権の譲渡の禁止)

第 18 条 利用権(第 I 種契約者が第 I 種ビジネスコミュファ契約に基づいて第 I 種ビジネスコミュファサービスの提供を受ける権利をいいます。)は、譲渡することができません。

(第 I 種契約者が行う第 I 種ビジネスコミュファ契約の解除)

第 19 条 第 I 種契約者は、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめビジネスコミュファサービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 前項により、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除する場合、第 I 種契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、第 I 種契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(当社が行う第 I 種ビジネスコミュファ契約の解除)

第 20 条 当社は、第 44 条(利用停止)の規定によりビジネスコミュファサービスの利用を停止された第 I 種契約者が、その事実を解消しないときは、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除することができます。

2 当社は、契約者が第 44 条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 44 条(利用停止)の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除することができます。

3 当社は、第 I 種契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除することができます。

4 当社は、前三項の規定により第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 I 種契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 第1項乃至第3項の規定による第 I 種ビジネスコミュファ契約の解除にあたり、第 I 種契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、第 I 種契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

第 21 条 当社は、当社及び第 I 種契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、第 I 種契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があつたときを除き、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除することができます。

2 当社は、前項の規定により、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 I 種契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第 22 条 第 I 種ビジネスコミュファ契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3によります。

第2節 第 II 種ビジネスコミュファサービスに係る契約

(契約者回線の終端)

第 23 条 当社は、第 II 種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最

- 短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、第Ⅱ種契約者と協議します。
 - 3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表に定めるところにより提供します。

(第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の方法)

- 第24条 第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をビジネスコミュファサービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスの品目及び細目
 - (2) 契約者回線の終端の設置場所
 - (3) その他第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスの内容を特定するため必要な事項

(第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)

- 第25条 当社は、第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (2) 第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
 - (3) 第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の申込者がビジネスコミュファサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (4) その他第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(最低利用期間)

- 第26条 第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
 - 3 第Ⅱ種契約者は、前項の最低利用期間内に第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

- 第27条 第Ⅱ種契約者は、第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスの品目及び細目の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第25条(第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

- 第28条 第Ⅱ種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第25条(第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

- 第29条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第Ⅱ種契約者の請求に基づき、その契約者回線を異経路により設置します。

(その他の契約内容の変更)

第30条 当社は、第Ⅱ種契約者から請求があったときは、第24条(第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第25条(第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第Ⅱ種契約者が行う第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の解除)

第31条 第Ⅱ種契約者は、第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめビジネスコミュファサービス取扱所に書面により通知して頂きます。

2 前項により、第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を解除する場合、第Ⅱ種契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、第Ⅱ種契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(当社が行う第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の解除)

第32条 当社は、第44条(利用停止)の規定によりビジネスコミュファサービスの利用を停止された第Ⅱ種契約者が、その事実を解消しないときは、第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を解除することができます。

2 当社は、契約者が第44条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第44条(利用停止)の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を解除することができます。

3 当社は、第Ⅱ種契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を解除することができます。

4 当社は、前三項の規定により第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第Ⅱ種契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 第1項乃至第3項の規定による第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の解除にあたり、第Ⅱ種契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、第Ⅱ種契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(その他の提供条件)

第33条 第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3によります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第34条 当社は、契約者から請求があったときは、そのビジネスコミュファ契約について、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等ビジネスコミュファサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、若しくはそのおそれがあると当社が判断したとき。

(付加機能の廃止)

第35条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、ビジネスコミュファ契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。

- (2) 料金表第1表(料金)に定める付加機能の提供条件を満たさなくなったとき。
- (3) 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第六章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第 36 条 当社は、その契約者回線について料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の利用の一時中断)

第 37 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第七章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第 38 条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をビジネスコムファサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線との相互接続)

第 39 条 当社は、他社接続回線と接続するビジネスコムファ契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線の接続変更)

第 40 条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更(以下「他社接続回線変更」といいます。)を行います。

2 当社は前項の請求があったときは、第 25 条(第Ⅱ種ビジネスコムファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第 41 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のビジネスコムファサービスを全く利用できなくなったときは、そのビジネスコムファサービスについて接続休止(そのビジネスコムファサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのビジネスコムファサービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)とします。

ただし、そのビジネスコムファーサービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのビジネスコムファーサービス契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、当社は、その契約者にそのことを通知します。

(相互接続点の所在場所の掲示等)

第 42 条 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定するビジネスコムファーサービス取扱所に掲示するものとします。

- 2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第 43 条 当社は、次の場合には、ビジネスコムファーサービスの利用を中止することができます。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 45 条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 第 42 条(相互接続点の所在場所の掲示等)の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりビジネスコムファーサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 44 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのビジネスコムファーサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったビジネスコムファーサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのビジネスコムファーサービスの利用を停止することができます。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第 62 条(利用に係る契約者の義務)又は第 63 条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりビジネスコムファーサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 通信等

(通信利用の制限等)

第 45 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることができます。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することができます。

第 10 章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第 46 条 当社が提供するビジネスコムファサービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
2 当社が提供するビジネスコムファサービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注)本条第1項に規定する料金は、当社が提供するビジネスコムファサービスの態様に応じて、回線使用料、加算額、付加機能使用料及び減算額を合算したものとします。

(料金の支払義務)

第 47 条 契約者は、そのビジネスコムファ契約に基づいて当社がビジネスコムファサービスの提供を開始した日(付加機能及び端末設備の提供についてはその提供を開始した日)から起算して契約の解除があった日(付加機能及び端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりビジネスコムファーサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、ビジネスコムファーサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのビジネスコムファーサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄から3欄までに該当する場合によりその状態が生じた場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのビジネスコムファーサービス(そのビジネスコムファーサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのビジネスコムファーサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのビジネスコムファーサービス(そのビジネスコムファーサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
3 契約者回線の移転若しくは端末設備の移転に伴って、ビジネスコムファーサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりビジネスコムファーサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのビジネスコムファーサービス(そのビジネスコムファーサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 第2項の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第 48 条 契約者は、ビジネスコムファーサービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条乃至第 50 条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第 49 条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、

既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) 契約者回線の終端がビジネスコミュファサービス区域外(収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となるビジネスコミュファ契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 契約者回線の終端が区域外にある契約者回線について、その種類及び品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第 50 条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するビジネスコミュファ契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費を支払っていただきます。
ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(債権の譲渡)

第 51 条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができます。

(料金の計算方法等)

第 52 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第 53 条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

(割増金)

第 54 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第 55 条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 11 章 保守

(契約者の維持責任)

第 56 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 57 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等を利用できなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、ビジネスコムファーサービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

(修理又は復旧の順位)

第 58 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 45 条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのビジネスコムファーサービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第 12 章 損害賠償

(責任の制限)

第 59 条 当社は、ビジネスコムファーサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのビジネスコムファーサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通

信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、第 47 条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、ビジネスコムファサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(第 47 条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。)に対応するそのビジネスコムファサービスに係る料金額(この約款の規定により当社が定める料金額(そのビジネスコムファサービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)に限ります。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりビジネスコムファサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

第 60 条 当社は、ビジネスコムファサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、当社の責めに帰すべき理由によるものでないときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(ビジネスコムファサービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 13 章 雜則

(承諾の限界)

第 61 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、若しくはそのおそれがあると当社が判断したときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 62 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がビジネスコムファ契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がビジネスコムファ契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がビジネスコムファ契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、ビジネスコムファサービスを利用しないこと。

なお、当社が別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者以外に使用させる場合の契約者の義務)

第 63 条 契約者は、当社がビジネスコミュファ契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、当社がビジネスコミュファ契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。
- (2) 契約者は、当社がビジネスコミュファ契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注)本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げる約款の規定の適用とします。

- ア 第 56 条(契約者の維持責任)
- イ 第 57 条(契約者の切分責任)
- ウ 別記5(自営端末設備の接続)
- エ 別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記7(自営電気通信設備の接続)
- カ 別記8(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第 64 条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 65 条 ビジネスコミュファサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するビジネスコミュファサービス取扱所において、ビジネスコミュファサービスを利用するうえで参考となる別記11の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第 66 条 ビジネスコミュファサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定めがある事項については、別記5乃至9に定めるところによります。

(注意喚起)

第 67 条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成 11 年法律第 162 号。以下「機構法」といいます。)第 14 条第1項第7号に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構が行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第 116 条の2第1項第1号に定めるものをいいます。)により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、その電気

通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

2 当社は、機構法の改正等により、前項に定める取扱いを終了することがあります。

(附帯サービス)

第 68 条 ビジネスコミュファサービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記12に定めるところによります。

(閲覧)

第 69 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別 記

別 記

1 ビジネスコムファーサービスの提供区域等

ビジネスコムファーサービスの提供区域は、次に掲げる県の区域とします。

県 の 区 域
愛知県、静岡県(富士川以西)、三重県、岐阜県、長野県

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてビジネスコムファーサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにビジネスコムファーサービス取扱所に通知していただきます。

4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) ビジネスコムファーサービス契約に係る契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社は、契約者から要請があったときは、当社が別に定めるところによりその契約者回線及び端末設備の設置場所を提供することができます。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規

定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

用語	用語の意味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

11 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1)物理的条件
- (2)電気的条件
- (3)論理的条件

12 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときには、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)にその契約に係るIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。)の割当て若しくは返却又はJPNIC及び日本レジストリサービス等(以下「JPRS等」といいます。)にその契約に係るドメイン名(JPNIC及びJPRS等によって割り当てられる組織等を示す名称をいいます。以下同じとします。)の割当て、変更若しくは返却の申請手続き等を行います。この場合、契約者はJPNIC及びJPRS等に対し支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、契約者は料金表第3表(ドメイン名取得申請手数料)に規定する料金を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、その契約者回線等においてドメイン名(そのビジネスコミュファ契約に係るものに限ります。以下 12 において同じとします。)を利用していている場合は、料金表第3表第3(ドメイン名維持料)に規定する料金を支払っていただきます。
- (4) 契約者はドメイン名を利用している場合において、そのビジネスコミュファ契約の解除又は付加機能の廃止があったときは、そのドメイン名について、速やかに指定事業者(JPRS等に対しドメイン名に係る申請手続きの代行を行う事業者であって、JPRS等が定める者をいいます。以下 12 において同じとします。)の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。

(5) (4)の場合において、ビジネスコムファ契約の解除又は付加機能の廃止後 5 日を経過してもなお指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、契約者からドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求があつたものとして、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行うことがあります。

13 インターネット接続機能における禁止事項

契約者は、インターネット接続機能の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。
- (4) 騁迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。
- (5) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ、猥褻若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為。
- (7) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。)。
- (8) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (9) 他人になりすましてインターネット接続機能を利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。)。
- (10) 他の契約者等の個人情報を収集又は蓄積する行為。
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとするに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (15) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (17) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。

14 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

料 金 表

目次

通則

第1表 料金

第Ⅰ種ビジネスコムファーサービスに関するもの

1 適用

2 料金額

2-1 回線使用料

2-2 加算額

2-3 付加機能使用料

第Ⅱ種ビジネスコムファーサービスに関するもの

1 適用

2 料金額

2-1 加算額

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

2 工事費の額

第2 線路設置費

1 適用

2 線路設置費の額

第3 設備費

1 適用

2 設備費の額

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 ドメイン名取得申請手数料

第2 ドメイン名維持料

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がそのビジネスコミュファ契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日にビジネスコミュファサービスの提供の開始(付加機能及び端末設備についてはその提供の開始)があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にビジネスコミュファ契約の解除(付加機能及び端末設備についてはその廃止)があったとき。
 - (3) 暦月の初日にビジネスコミュファサービスの提供の開始(付加機能及び端末設備についてはその提供の開始)を行い、その日にそのビジネスコミュファ契約の解除(付加機能及び端末設備についてはその廃止)があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日にビジネスコミュファサービスの種類及び品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第47条(料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するビジネスコミュファサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注)8に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

9 第47条(料金の支払義務)から第50条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のビジネスコムファサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(実費の算定方法)

11 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費は、次のとおりとします。

(1) 加算額

ア 回収すべき金額(年額)は、次の各項目の合計額とします。

- ① 営業費:創設費 × 営業費率
- ② 諸税:創設費 × 諸税率
- ③ 報酬:創設費 × 報酬額率

イ 収納すべき料金額(月額)は、(1)の方法により算定した回収すべき金額(年額)の12分の1の額とします。

(2) 設備費

設備費の額=物品費+取付費+間接費

項目	区分	算定方法	
物品費	――	購入価格	
取付費	ア 労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間	左記のア、イの合計額
	イ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの	
間接費	――	当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費(ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等)	

第1表 料金

第Ⅰ種ビジネスコムファーサービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容								
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、ビジネスコムファーサービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでビジネスコムファーサービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>								
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/s</td><td>最大 100Mb/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>1Gb/s</td><td>最大 1Gb/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>10Gb/s</td><td>最大 10Gb/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 第Ⅰ種契約者が指定することができる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるビジネスコムファーサービス取扱局の収容区域内に限ります。</p>	品 目	内 容	100Mb/s	最大 100Mb/s の符号伝送が可能なもの	1Gb/s	最大 1Gb/s の符号伝送が可能なもの	10Gb/s	最大 10Gb/s の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容								
100Mb/s	最大 100Mb/s の符号伝送が可能なもの								
1Gb/s	最大 1Gb/s の符号伝送が可能なもの								
10Gb/s	最大 10Gb/s の符号伝送が可能なもの								
(3) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守タイプ1</td><td>削除</td></tr> <tr> <td>保守タイプ2</td><td>保守タイプ3以外のもの</td></tr> <tr> <td>保守タイプ3</td><td>午前 9 時から午後 5 時までの時間に限り、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、修理又は復旧を行うもの</td></tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプ1	削除	保守タイプ2	保守タイプ3以外のもの	保守タイプ3	午前 9 時から午後 5 時までの時間に限り、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、修理又は復旧を行うもの
区 別	内 容								
保守タイプ1	削除								
保守タイプ2	保守タイプ3以外のもの								
保守タイプ3	午前 9 時から午後 5 時までの時間に限り、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、修理又は復旧を行うもの								
(4) プランに係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td><td>ビジネスコムファーサービス契約約款に定めるビジネスコムファーサービスを光電話ゲートウェイの機能により提供するもの（ビジネスコムファプロ）</td></tr> <tr> <td>プラン2</td><td>ビジネスコムファーサービス契約約款に定めるビジネスコムファーサービスをホームゲートウェイの機能により提供するもの（ビジネスコムファライト）</td></tr> <tr> <td>プラン3</td><td>ビジネスコムファーサービス契約約款に定めるビジネスコムファーサービスを光電話ゲートウェイの機能により提供するものであって、契約者回線の終端にホームゲートウェイを接続して提供するもの（ビジネスコムファプロアドバンス）</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	ビジネスコムファーサービス契約約款に定めるビジネスコムファーサービスを光電話ゲートウェイの機能により提供するもの（ビジネスコムファプロ）	プラン2	ビジネスコムファーサービス契約約款に定めるビジネスコムファーサービスをホームゲートウェイの機能により提供するもの（ビジネスコムファライト）	プラン3	ビジネスコムファーサービス契約約款に定めるビジネスコムファーサービスを光電話ゲートウェイの機能により提供するものであって、契約者回線の終端にホームゲートウェイを接続して提供するもの（ビジネスコムファプロアドバンス）
区 分	内 容								
プラン1	ビジネスコムファーサービス契約約款に定めるビジネスコムファーサービスを光電話ゲートウェイの機能により提供するもの（ビジネスコムファプロ）								
プラン2	ビジネスコムファーサービス契約約款に定めるビジネスコムファーサービスをホームゲートウェイの機能により提供するもの（ビジネスコムファライト）								
プラン3	ビジネスコムファーサービス契約約款に定めるビジネスコムファーサービスを光電話ゲートウェイの機能により提供するものであって、契約者回線の終端にホームゲートウェイを接続して提供するもの（ビジネスコムファプロアドバンス）								
(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の	<p>ア 第Ⅰ種ビジネスコムファーサービスには、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 第Ⅰ種契約者は、最低利用期間内に第Ⅰ種ビジネスコムファ契約の解除があ</p>								

適用	つた場合は、第 47 条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料の基本料に相当する額を一括して支払っていただきます。						
(6) 契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	<p>ア その契約者回線が収容されているビジネスコムファーサービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱(契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その契約者回線が異経路((6)の「異経路の線路」の部分に限ります。)によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>						
(7) 異経路による契約者回線の加算額の適用	<p>ア 契約者回線の終端が直接収容されているビジネスコムファーサービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいます。)について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>						
(8) 特別電気通信設備の加算額の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。						
(9) 回線終端装置の加算額の適用	回線終端装置の使用料は、回線使用料の基本料に含みます。						
(10) ホームゲートウェイ利用料の適用	当社がホームゲートウェイを提供した場合に、ホームゲートウェイ利用料を適用します。						
(11) 配線設備の加算額の適用	配線設備の使用料は、回線使用料の基本料に含みます。						
(12) 付加機能使用料の適用	当社が付加機能を提供した場合に、付加機能使用料を適用します。						
(13) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料(区域外線路に関する加算額を含みます。)は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。						
(14) 定期継続利用契約期間に係る料金の適用 (ステップ割ビジネス)	<p>ア 当社は、契約者(プラン1またはプラン3の契約者に限ります)からそのビジネスコムファーサービスに係る契約者回線について、次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下この欄において「定期継続利用」といいます。)の申出を行った契約者(ただし、第 17 条(利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断を受けている契約者は除きます。)に対し、定期継続利用契約期間を適用します。</p> <p>イ 定期継続利用契約期間は、次表の左欄に規定する期間をもって満了となります。</p> <p>ウ 当社は、イの規定により定期継続利用契約期間が満了した場合は、定期継続利用の申し出をした契約者より申し出がない限り、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に定期継続利用契約期間を更新します。ただし、定期継続利用契約期間の更新の回数(以下この欄において「更新回数」といいます。)は2までとします。</p> <p>エ 当社は、アに規定する定期継続利用契約期間において、エに規定する定期継続利用契約期間の更新回数に応じ、回線使用料の基本料について、次表の右欄に定める回線使用料の基本料の減額を適用いたします。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>継続して利用する期間</th> <th>更新回数</th> <th>回線使用料の基本料の減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 継続利用の申出を当社が承諾した日(ビジネスコムファーサ</td> <td>0</td> <td>回線使用料の基本料に0.15を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>		継続して利用する期間	更新回数	回線使用料の基本料の減額	A 継続利用の申出を当社が承諾した日(ビジネスコムファーサ	0	回線使用料の基本料に0.15を乗じて得た額
継続して利用する期間	更新回数	回線使用料の基本料の減額					
A 継続利用の申出を当社が承諾した日(ビジネスコムファーサ	0	回線使用料の基本料に0.15を乗じて得た額					

	<p>サービスの申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日)から起算して、その日を含め 24か月後までの期間</p> <p>B A欄の規定する期間が満了した翌日から起算してその日を含め 36ヶ月後までの期間</p> <p>C B欄の規定する期間が満了した翌日から起算してその日を含め 36ヶ月後までの期間</p>		
	B A欄の規定する期間が満了した翌日から起算してその日を含め 36ヶ月後までの期間	1	回線使用料の基本料に0.20を乗じて得た額
	C B欄の規定する期間が満了した翌日から起算してその日を含め 36ヶ月後までの期間	2	回線使用料の基本料に0.25を乗じて得た額
<p>オ 当社は、ウの規定により更新回数が2となり定期継続利用契約期間を満了した場合、若しくは定期継続利用契約期間の更新の解除の申し出があり、定期継続利用契約期間を満了した場合、定期継続利用契約期間を満了した時点の回線使用料の基本料の減額を定期継続利用契約期間満了日以降についても適用します。</p> <p>カ アに規定する定期継続利用契約期間にはビジネスコミュファサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。</p> <p>キ ビジネスコミュファサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。</p> <p>ク 第17条(利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断を受けている契約者おいては、エに規定する回線使用料の基本料の減額は適用しません。</p> <p>ケ 定期継続利用契約期間の満了前に定期継続利用に係るビジネスコミュファサービス契約の解除又は定期継続利用の廃止があった場合には、10,000円(消費税相当額込11,000円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。</p> <p>コ 定期継続利用の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に定期継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。</p>			
(15)長期契約割引の適用	<p>ア 当社は、契約者(プラン2の契約者に限ります)から、そのビジネスコミュファサービスに係る契約者回線について、3年間又は5年間の継続利用(以下この欄において「長期契約」といいます。)の申出があった場合には、回線使用料の基本料の減額(以下この欄において「長期契約割引額」といいます。)を適用します。</p> <p>イ 長期契約割引の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期契約期間」といいます。)はあらかじめ3年間または5年間のいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>ウ 長期契約割引については、長期契約の申出を当社が承諾した日(ビジネスコミュファサービス契約の申込みと同時に長期契約の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日)から適用します。</p> <p>エ 長期契約期間には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>オ 当社は、長期契約に係る契約者回線について、利用休止又は当該契約者回線の解除があった場合には、長期契約割引を廃止します。</p> <p>カ 長期契約期間の中途における長期契約の種類の変更については、変更後の長期契約期間が変更前の長期契約期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>キ 前項の規定により長期契約期間を変更したときは、変更後の長期契約割引の料金については、変更の申出を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の長期契約期間満了日については、変更前の長期契約割引の適用を開始</p>		

	<p>した日から起算して算出します。</p> <p>ク 長期契約期間の満了後、ビジネスコムファーサービス契約を継続する場合は、引き続き長期契約割引額を適用します。</p> <p>ケ 長期契約期間内に長期契約の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>支払いを要する額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期契約の廃止 があった場合</td><td>残余の期間に対応する長期契約割引額相当額の料金</td></tr> </tbody> </table>	区分	支払いを要する額	長期契約の廃止 があった場合	残余の期間に対応する長期契約割引額相当額の料金				
区分	支払いを要する額								
長期契約の廃止 があった場合	残余の期間に対応する長期契約割引額相当額の料金								
(16) 固定IPアドレス機能追加サービスに関する料金等の適用	<p>ア 固定IPアドレス機能追加サービスを利用した場合は、2(料金額)に規定する付加機能利用料を適用します。</p> <p>イ 当社は、1の契約者回線につき1の固定したIPアドレスを付与します。</p> <p>ウ 本サービスはプラン1、プラン2及びプラン3の契約者に提供します。</p>								
(17) パソコン向けセキュリティ対策サービスに係る料金等の適用	<p>ア セキュリティ対策サービスを利用する場合には、2(料金額)に規定する付加機能利用料のセキュリティ対策サービス利用料を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提供サービス</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスタークラウド月額版(3OS分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、当社が別に定めるところ及びトレンドマイクロ株式会社とのエンドユーザライセンス契約によります。</p> <p>ウ 料金表通則の規定にかかわらず、利用料の取扱いは次のとおりとします。また、利用日数に応じた日割はいたしません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>利用料の取扱い</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) セキュリティ対策サービスの提供の開始があったとき(当該月にそのセキュリティ対策サービスの利用の廃止があったときを除きます。)</td><td>当該月分の利用料の支払いを要しません。</td></tr> <tr> <td>(イ) セキュリティ対策サービスの利用の廃止があったとき</td><td>当該月分の利用料の支払いを要します。</td></tr> </tbody> </table> <p>エ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスはウイルス検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル(ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスのみとします。</p> <p>オ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>カ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については責任を負わないものとします。</p>	提供サービス	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスタークラウド月額版(3OS分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	区 分	利用料の取扱い	(ア) セキュリティ対策サービスの提供の開始があったとき(当該月にそのセキュリティ対策サービスの利用の廃止があったときを除きます。)	当該月分の利用料の支払いを要しません。	(イ) セキュリティ対策サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。
提供サービス									
トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスタークラウド月額版(3OS分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの									
区 分	利用料の取扱い								
(ア) セキュリティ対策サービスの提供の開始があったとき(当該月にそのセキュリティ対策サービスの利用の廃止があったときを除きます。)	当該月分の利用料の支払いを要しません。								
(イ) セキュリティ対策サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。								
(18) 複数セッション接続サービスに関する料金等の適用	<p>ア 複数セッション接続サービスを利用した場合は、2(料金額)に規定する付加機能利用料を適用します。</p> <p>イ 当社は、1の契約者回線につき1の複数セッション接続サービスを適用します。</p>								
(19) レセプト接続サービスに関する料金等の適用	<p>ア レセプト接続サービスを利用した場合は、2(料金額)に規定する付加機能利用料を適用します。</p> <p>イ 当社は、1の契約者回線につき1のレセプト接続サービスを適用します。</p>								

2 料金額

2-1 回線使用料

(1) 基本料

(ア)プラン1のもの

1の契約者回線ごとに月額

品目	料金額
100Mb/s	5,800 円(6,380 円)
1Gb/s	6,140 円(6,754 円)

(イ)プラン2のもの

1の契約者回線ごとに月額

品目	料金額
1Gbb/s	6,140 円(6,754 円)
10Gb/s	9,000 円(9,900 円)

(ウ)プラン3のもの

1の契約者回線ごとに月額

品目	料金額
100Mb/s	5,800 円(6,380 円)
1Gb/s	6,140 円(6,754 円)

(2) 加算料

1の契約者回線ごとに月額

区 分	料金額
保守タイプ2 のもの	3,000 円(3,300 円)
ホームゲートウェイを利用するもの	400 円(440 円)

2-2 加算額

月額

料金種別	区 分	単位	料金額
ア 区域外線路使用料	光配線の場合	区域外線路 100m までご とに	1,000 円(1,100 円)
イ 異経路の線路	—	—	別に算定 する実費
ウ 特別電気通信設備 使用料	—	—	別に算定 する実費

2-3 付加機能利用料

2-3-1 固定IPアドレス機能追加サービス利用料

料金種別	単位	料金額(月額)
固定IPアドレス機能追加サービス利用料	1IPアドレスごとに	4,000円(4,400円)

2-3-2 パソコン向けセキュリティ対策サービス利用料

区分	単位	料金額(月額)
トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスターマルチデバイス月額版(3OS分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1申込みごとに	420円(462円)

2-3-3 複数セッション接続サービス利用料

料金種別	単位	料金額(月額)
複数セッション接続サービス利用料	1複数セッション接続サービスごとに	500円(550円)

2-3-4 レセプト接続サービス利用料

料金種別	単位	料金額(月額)
レセプト接続サービス利用料	1申込みごとに	300円(330円)

2-4 減算額

1の契約回線ごとに月額

料金種別	料金額
長期契約割引	回線使用料の基本料の額から、次表に定める割引額を減じた額
	長期契約期間
	3年間
	5年間

第Ⅱ種ビジネスコムファーサービスに関するもの

1 適用

区分	内容								
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、ビジネスコムファーサービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでビジネスコムファーサービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>								
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/s</td><td>最大 100Mb/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>300Mb/s</td><td>最大 300Mb/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>1Gb/s</td><td>最大 1Gb/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 第Ⅱ種契約者が指定することができる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるビジネスコムファーサービス取扱局の収容区域内に限ります。</p>	品目	内容	100Mb/s	最大 100Mb/s の符号伝送が可能なもの	300Mb/s	最大 300Mb/s の符号伝送が可能なもの	1Gb/s	最大 1Gb/s の符号伝送が可能なもの
品目	内容								
100Mb/s	最大 100Mb/s の符号伝送が可能なもの								
300Mb/s	最大 300Mb/s の符号伝送が可能なもの								
1Gb/s	最大 1Gb/s の符号伝送が可能なもの								
(3) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守タイプ2</td><td>保守タイプ3以外のもの</td></tr> <tr> <td>保守タイプ3</td><td>午前9時から午後5時までの時間に限り、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、修理又は復旧を行うもの</td></tr> </tbody> </table>	区別	内容	保守タイプ2	保守タイプ3以外のもの	保守タイプ3	午前9時から午後5時までの時間に限り、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、修理又は復旧を行うもの		
区別	内容								
保守タイプ2	保守タイプ3以外のもの								
保守タイプ3	午前9時から午後5時までの時間に限り、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、修理又は復旧を行うもの								
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第Ⅱ種ビジネスコムファーサービスには、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 第Ⅱ種契約者は、最低利用期間内に第Ⅱ種ビジネスコムファーサービス契約の解除があった場合は、約款第47条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料の基本料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>								
(5) 契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	<p>ア その契約者回線が収容されているビジネスコムファーサービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その契約者回線が異経路（(6)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>								
(6) 異経路による契約者回線の加算額の適用	<p>ア 契約者回線の終端が直接収容されているビジネスコムファーサービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>								
(7) 特別電気通信設備の加算額の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。								

(8) 回線終端装置の加算額の適用	回線終端装置の使用料は、回線使用料の基本料に含みます。
(9) 配線設備の加算額の適用	配線設備の使用料は、回線使用料の基本料に含みます。
(10) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料(区域外線路に関する加算額を含みます。)は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。

2 料金額

2-1 加算額

料金種別	区分	単位	月額 料金額
ア 区域外線路使用料	光配線の場合	区域外線路 100m までご とに	1,000 円(1,100 円)
イ 異経路の線路	—	—	別に算定 する実費
ウ 特別電気通信設備 使用料	—	—	別に算定 する実費

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第48条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。

区分	内 容																							
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線、配線設備、付加機能、端末設備及びビジネスコミュファサービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。																							
(2) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 の 区 分</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 配線設備に係る工事</td><td>契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>(イ) 端末設備に係る工事</td><td>端末設備の設置、又は取替の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>(ウ) 回線設定等に係る工事</td><td>契約者回線の設置、品目及び細目等の変更の際に、ビジネスコミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>(エ) 宅内入所工事</td><td>第Ⅰ種契約者(プラン2の契約者に限ります)または第Ⅰ種契約者が指定する契約者回線等の終端の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において、当社の係員を派遣して行う工事</td></tr> <tr> <td>(オ) 網内工事</td><td>第Ⅰ種契約者(プラン2の契約者に限ります)回線のサービス取扱局内において実施する工事(契約社回線等の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。)</td></tr> <tr> <td>(カ) 回線接続等に係る工事</td><td>第Ⅱ種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の際に、ビジネスコミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>(キ) 相互接続点に係る工事</td><td>第Ⅱ種契約者回線に係る相互接続点において工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>(ク) 基本工事費</td><td>第Ⅱ種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の際に適用します。</td></tr> <tr> <td>(ケ) 利用の一時中断等に係る工事</td><td>契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止又は再利用を行う場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>(コ) 付加機能に係る工事</td><td>付加機能の利用開始又は変更を行う場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>		工 事 の 区 分	適 用	(ア) 配線設備に係る工事	契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。	(イ) 端末設備に係る工事	端末設備の設置、又は取替の場合に適用します。	(ウ) 回線設定等に係る工事	契約者回線の設置、品目及び細目等の変更の際に、ビジネスコミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	(エ) 宅内入所工事	第Ⅰ種契約者(プラン2の契約者に限ります)または第Ⅰ種契約者が指定する契約者回線等の終端の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において、当社の係員を派遣して行う工事	(オ) 網内工事	第Ⅰ種契約者(プラン2の契約者に限ります)回線のサービス取扱局内において実施する工事(契約社回線等の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。)	(カ) 回線接続等に係る工事	第Ⅱ種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の際に、ビジネスコミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	(キ) 相互接続点に係る工事	第Ⅱ種契約者回線に係る相互接続点において工事を要する場合に適用します。	(ク) 基本工事費	第Ⅱ種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の際に適用します。	(ケ) 利用の一時中断等に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止又は再利用を行う場合に適用します。	(コ) 付加機能に係る工事	付加機能の利用開始又は変更を行う場合に適用します。
工 事 の 区 分	適 用																							
(ア) 配線設備に係る工事	契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。																							
(イ) 端末設備に係る工事	端末設備の設置、又は取替の場合に適用します。																							
(ウ) 回線設定等に係る工事	契約者回線の設置、品目及び細目等の変更の際に、ビジネスコミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。																							
(エ) 宅内入所工事	第Ⅰ種契約者(プラン2の契約者に限ります)または第Ⅰ種契約者が指定する契約者回線等の終端の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において、当社の係員を派遣して行う工事																							
(オ) 網内工事	第Ⅰ種契約者(プラン2の契約者に限ります)回線のサービス取扱局内において実施する工事(契約社回線等の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。)																							
(カ) 回線接続等に係る工事	第Ⅱ種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の際に、ビジネスコミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。																							
(キ) 相互接続点に係る工事	第Ⅱ種契約者回線に係る相互接続点において工事を要する場合に適用します。																							
(ク) 基本工事費	第Ⅱ種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の際に適用します。																							
(ケ) 利用の一時中断等に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止又は再利用を行う場合に適用します。																							
(コ) 付加機能に係る工事	付加機能の利用開始又は変更を行う場合に適用します。																							

2 工事費の額

工事の種類	単位	工事費の額
配線設備に係る工事	1の工事ごとに	12,000円(13,200円)
端末設備に係る工事	1の工事ごとに	8,000円(8,800円)
回線設定等に係る工事	1の工事ごとに	5,500円(6,050円)
宅内入所工事	1の工事ごとに	25,500円(28,050円)
網内工事	1の工事ごとに	5,500円(6,050円)
回線接続等に係る工事	1の工事ごとに	2,500円(2,750円)
相互接続点に係る工事	1の工事ごとに	3,000円(3,300円)
基本工事	1の工事ごとに	24,500円(26,950円)
利用の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)
付加機能に係る工事費	固定IPアドレス機能追加サービスに係る工事費	1IPアドレスごとに 3,000円(3,300円)
	複数セッション接続サービスに係る工事費	1の工事ごとに 3,000円(3,300円)
	レセプト接続サービスに係る工事費	1の工事ごとに 3,000円(3,300円)

備考

- 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。
- ビジネスコミュファの申込みをした契約者(ビジネスコミュファの申込みをした時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、料金表第1表(料金)に定める定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割ビジネス)の申込みをした場合、または長期契約の申出を行った場合に限り、新規契約に伴う工事費(配線設備に係る工事、端末設備に係る工事、回線設定等に係る工事の全てについて契約者が支払いをする場合に限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,500円を減額します。ただし、25,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- 前項の減額を適用された契約者において、契約期間中の解約が有った場合は、解約金として25,500(消費税相当額込28,050円)円を支払っていただきます。
- 前項における解約金は、長期継続利用割引の解約金とは別に請求いたします。

第2 線路設置費

1 適用

区分	内容										
(1) 線路設置費の適用	線路設置費は、区域外線路(異経路による設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。)について適用します。										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにビジネスコミュファ契約を締結して、その場所でビジネスコミュファサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 10px;">新たに提供を受けるビジネスコミュファサービスの線路設置費の額</td> <td style="padding: 10px; text-align: center;">-</td> <td style="padding: 10px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</td> <td style="padding: 10px; text-align: center;">=</td> <td style="padding: 10px;">線路設置費の額 (残額があるとき に限ります。)</td> </tr> </table> <p>イ ビジネスコミュファサービスの種類及び品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 10px;">変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額</td> <td style="padding: 10px; text-align: center;">-</td> <td style="padding: 10px;">変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額</td> <td style="padding: 10px; text-align: center;">=</td> <td style="padding: 10px;">線路設置費の額 (残額があるとき に限ります。)</td> </tr> </table>	新たに提供を受けるビジネスコミュファサービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるとき に限ります。)	変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるとき に限ります。)
新たに提供を受けるビジネスコミュファサービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるとき に限ります。)							
変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるとき に限ります。)							

2 線路設置費の額

1の契約者回線につき区域外線路 100m までごとに

区分	線路設置費の額
	光配線の場合
線路設置費	88,000 円(96,800 円)

第3 設備費

1 適用

区分	内容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路の線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

設備費の額	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するビジネスコミュファサービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 ドメイン名取得申請手数料

区分	単位	料金額
ドメイン名取得申請手数料	1の申請ごとに	8,000 円(8,800 円)
ドメイン名にかかるデータベース更新手数料	1の申請ごとに	1,000 円(1,100 円)

第2 ドメイン名維持料

月額

区分	単位	料金額
ドメイン名維持料	1ドメイン名ごとに	400 円(440 円)

別 表

別表 基本的な技術的事項

契約者回線に関するもの

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路
100Mb/s		IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
300Mb/s 1Gb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
10Gb/s		IEEE802.3an 10GBASE- 準拠

附則

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成24年3月9日から施行します。ただしビジネスコミュファサービスの提供は平成24年4月1日からとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成24年5月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成24年5月1日から平成24年5月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
 - (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
 - (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として25,500円(消費税相当額込26,775円)を支払っていただきます。
 - (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

- 3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成24年6月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成24年6月1日から平成24年6月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
 - (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
 - (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として25,500円(消費税相当額込26,775円)を支払っていただきます。
 - (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

- 3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成24年6月30日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成24年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成24年7月1日から平成24年9月30日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があつた第I種契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、第I種契約者はこの特例措置を受けることができません。
 - (1)第I種ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2) 約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていただきます。

(3) 前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成24年10月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成24年10月1日から平成24年12月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1) ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2) 契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていただきます。

(3) 前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成25年1月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成25年1月1日から平成25年3月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1) ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2) 契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていただきます。

(3) 前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成25年3月1日から実施します。(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成25年4月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成25年4月1日から平成25年6月30日までにビジネスコミュファ VPN の申込みをし、2年間の継続利用

の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)ビジネスコミュファ VPN 新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていた
だけます。

(3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします
(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファ VPN サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成25年7月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成25年7月1日から平成25年9月30日までにビジネスコミュファ VPN の申込みをし、2年間の継続利用
の申し出があつた契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)ビジネスコミュファ VPN 新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事
費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていた
だけます。

(3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします
(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファ VPN サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成25年10月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成25年10月1日から平成25年12月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の
申し出があつた契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回
線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていた
だけます。

(3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします
(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成25年12月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成25年12月1日から平成26年1月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、定期継続利用契約期
間に係る料金の適用(ステップ割ビジネス)の申し出があつた契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る回線使用料について、ビジネスコミュファサービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の月額基本料を無償とします。
- (2)契約期間の満了前に、ビジネスコミュファサービス契約の解除又は定期継続利用の廃止があった場合には、定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割ビジネス)に準じた、10,000円(消費税相当額込10,500円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。
- (確定債務への減額措置の適用)
- 3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成26年1月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成26年1月1日から平成26年3月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があつた契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有つた場合は、違約金として25,500円(消費税相当額込26,775円)を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。
- (確定債務への減額措置の適用)
- 3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成26年1月31日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成26年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成26年4月1日から平成26年6月30日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があつた契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有つた場合は、違約金として25,500円を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。
- (確定債務への減額措置の適用)
- 3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成26年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成26年7月1日から平成26年9月30日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申

し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。

(3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成26年10月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成26年10月1日から平成26年12月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の
申し出があつた契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回
線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。

(3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成26年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成27年1月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成27年1月1日から平成27年3月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申
し出があつた契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回
線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。

(3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成27年4月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成27年4月1日から平成27年6月30日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申

し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。

(3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成27年7月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成27年7月1日から平成27年9月30日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申
し出があつた契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回
線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。

(3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成27年10月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成27年10月1日から平成27年12月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の
申し出があつた契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回
線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。

(3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成27年10月1日から実施します。

(移行)

2 この改正約款実施の際現に、当社がビジネスコミュファサービス契約約款の規定により締結している次の表
の左欄の契約については、この改正約款実施の日において、当社が締結した同表の右欄の契約に移行した
ものとします。

第 I 種ビジネスコミュファサービス 品目 300Mb/s	第 I 種ビジネスコミュファサービス 品目 1Gb/s
----------------------------------	--------------------------------

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の再現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成28年1月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成28年1月1日から平成28年3月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があつた契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。

(2)契約期間中の解約が有つた場合は、違約金として25,500円を支払っていただきます。

(3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成28年3月31日から実施します。

(移行)

2 この改正約款実施の際現に、当社がビジネスコミュファサービス契約約款の規定により締結している次の表の左欄の契約については、この改正約款実施の日において、当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

第Ⅰ種ビジネスコミュファサービス 保守タイプ1	第Ⅰ種ビジネスコミュファサービス 保守タイプ3
----------------------------	----------------------------

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の再現に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成28年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成30年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、令和元年10月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつたビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、令和2年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、令和2年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2020年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2020年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2020年12月18日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2021年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2022年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2023年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2024年4月1日から実施します。